

令和 2 年 2 月 2 5 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会 議案目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
報告第 2 号	専決処分事項の報告について	3
報告第 3 号	専決処分事項の報告について	5
報告第 4 号	専決処分事項の報告について	7
議案第 1 3 号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	9
議案第 1 4 号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置 及び管理条例	1 3
議案第 1 5 号	廿日市市森林環境譲与税基金の設置、管理及び 処分に関する条例	2 3
議案第 1 6 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す る条例	2 7
議案第 1 7 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員 の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等 の一部を改正する条例	3 1
議案第 1 8 号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	3 5
議案第 1 9 号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 2 0 号	廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条 例の一部を改正する条例	4 3
議案第 2 1 号	廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正 する条例	4 7
議案第 2 2 号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	5 1
議案第 2 3 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	6 5
議案第 2 4 号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部 を改正する条例	6 9

議案第 2 5 号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	…… 7 3
議案第 2 6 号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一 部を改正する条例	…… 7 7
議案第 2 7 号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例等の 一部を改正する条例	…… 8 1
議案第 2 8 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	…… 8 7
議案第 2 9 号	廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例の一 部を改正する条例	…… 9 5
議案第 3 0 号	廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条 例の一部を改正する条例	…… 9 9
議案第 4 2 号	過疎地域自立促進計画の変更について	…… 1 0 3
議案第 4 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める ことについて	… 1 1 1
議案第 4 4 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 1 1 5
議案第 4 5 号	大竹市の市道路線の認定に関する承諾について	… 1 1 9
議案第 4 6 号	財産の取得について	…… 1 2 1
議案第 4 7 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	…… 1 2 3
議案第 4 8 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	… 1 2 5
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	… 1 2 7

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 29 年議案第 52 号により議決を得た佐伯・吉和・宮島地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 740,367,300 円」を「3 請負金額 722,010,240 円」に改める。

2 専決処分年月日 令和 2 年 2 月 3 日

(参考事項)

平成 29 年議案第 52 号により議決を得た佐伯・吉和・宮島地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要性が生じたので、専決処分したものである。

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 82,500 円

債 権 者 広 島 県

広島県知事 湯 崎 英 彦

2 専決処分年月日 令和 2 年 1 月 31 日

(参考事項)

令和元年１２月２３日市職員の行為によって発生した道路施設破損事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 19,748円

2 専決処分年月日 令和元年12月23日

(参考事項)

令和元年８月１２日市職員の行為によって発生した医療過誤に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 6, 255円
債 権 者 広島市中区東白島町19番49号
広島県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 平 谷 祐 宏
- 2 専決処分年月日 令和2年2月6日

(参考事項)

令和元年８月１２日市職員の行為によって発生した医療過誤に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 13 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部免責)

第3条 市長等が市に対して負う損害賠償責任については、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の

責任を負う額から、前条の最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日前に生じた市長等の損害賠償責任（損害賠償責任の原因となった行為を行った日が施行日前である場合には、当該行為によって生じた損害賠償責任を含む。）には、適用しない。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正され、市長等が賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 14 号

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例

(設置)

第1条 瀬戸内海国立公園極楽寺山に隣接した豊かな自然環境を利活用することにより、自然と親しみ、広域的な交流等を促進するため、廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場（以下「アルカディア」という。）を設置する。

(位置)

第2条 アルカディアの位置は、廿日市市原2210番地とする。

(業務)

第3条 アルカディアは、次の業務を行う。

- (1) 幅広い世代に自然とふれあえる環境を提供すること。
- (2) 広域的な交流及び地域活性の促進に関すること。
- (3) その他アルカディアの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 アルカディアの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(使用時間等)

第5条 アルカディアの使用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の使用時間を変更し、又はアルカディアの全部若しくは一部の供用を休止することができる。

(使用の許可)

第6条 アルカディアの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、

同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、アルカディアの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第7条 指定管理者は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

（使用料の納付等）

第8条 アルカディアの施設等を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料（シャワーの使用に係るものを除く。）は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用許可者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係るアルカディアの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、アルカディアの使用者の平等な使用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、アルカディアの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 地域の活性化を図るための施設としてのアルカディアの役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、アルカディアの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) アルカディアの使用の許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) アルカディアの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、アルカディアの運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第14条 市長は、アルカディアの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期的に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が第13条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(市長による管理)

第16条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にアルカディアの管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合における第5条第2項の規定の適用については、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第12条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。）における第6条、第7条及び第9条第1項の規定の適用につ

いては、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該使用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、同条第2項、第7条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第12条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、使用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該使用について同項に規定する使用料を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。

5 第1項の規定により市長がアルカディアの管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該使用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第8条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について第16条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、アルカディアの管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第11条の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 5 条関係）

区分		使用時間
広場	宿泊	9 時から翌日の 17 時まで
	日帰り	9 時から 17 時まで
多目的スペース		9 時から 17 時まで
体育館		9 時から 17 時まで
炉付きサイト	宿泊	15 時から翌日の 10 時まで
	日帰り	10 時から 15 時まで
浴室		10 時から 20 時まで

別表第 2（第 8 条関係）

区分				単位	使用料
広場		宿泊	幼児	1 人 1 泊につき	2 0 0 円
			小学校児童		4 0 0 円
			そ の 他 1 2		8 0 0 円
			歳以上の者		
多目的スペース				1 回 4 時間以内	2 , 0 0 0 円
				4 時間を超えて 1 時間までごと に	5 0 0 円
体育館		専用使用		1 時間までごと に	2 , 0 0 0 円
炉付き サイト	基本額	宿泊		1 サイトにつき	2 , 0 0 0 円
		日帰り			1 , 0 0 0 円
	加算額	宿泊	幼児	1 人 1 泊につき	2 0 0 円
			小学校児童		4 0 0 円
			そ の 他 1 2		8 0 0 円
			歳以上の者		
		日帰り	幼児	1 人 1 回につき	1 0 0 円

		小学校児童	200円
		その他12歳以上の者	400円
浴室	30分までごとに		1,000円
シャワー	1人1回につき		100円
その他の設備・物品等			市長が定める額

備考

- 1 「幼児」とは、小学校就学前の者をいう。
- 2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 3 体育館を区分してその2分の1の面を専有して使用する場合は、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

(提案理由)

瀬戸内海国立公園極楽寺山に隣接した豊かな自然環境を利活用することにより、自然と親しみ、広域的な交流等を促進することを目的に、廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場を設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 15 号

廿日市市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する
条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、廿日市市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てる目的で、廿日市市森林環境譲与税基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 16 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 3 1 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとするため、この条例案を提出するものである。

議案第 17 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に
基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(廿日市市監査委員条例の一部改正)

第3条 廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 18 号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

廿日市市印鑑条例（昭和４９年条例１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第６条第３号中「旧氏をいう。以下同じ。）の記載」の次に「（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、意思能力を有する者については印鑑の登録ができるようにするなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 19 号

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

廿日市市漁港管理条例（平成１７年条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中「１月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、３年）」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法に規定する模範漁港管理規程例の一部が改正されたことに伴い、漁港施設の占用許可の有効期間の上限を延長するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 0 号

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成 13 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表リハビリ室の項の次に次のように加える。

健康増進室 1 及び健康 増進室 2	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150
--------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

廿日市市総合健康福祉センターの利用者の利便性の向上を図ることを目的に、健康増進室 1 及び健康増進室 2 を一体的に使用できるよう専用使用する場合の使用料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市乳幼児等医療費支給条例（昭和４８年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市こども医療費支給条例

第１条及び第２条第３項から第６項までの規定中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第３条の見出しを「（受給資格者）」に改め、同条第１項中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同条第２項中「市」を「子どもが市」に、「乳幼児等」を「子ども」に改め、同条第３項から第５項までを削る。

第４条第１項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改め、同条第２項中「乳幼児等医療費受給者証」を「こども医療費受給者証」に改める。

第５条第１項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に、「乳幼児等」を「子ども」に、「満９歳」を「満１２歳」に改める。

第６条第１項本文中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同項ただし書中「受給者」を「子ども」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項本文の規定による」に改め、同条第３項本文中「柔道整復師」を「子どもが柔道整復師」に改め、同項ただし書中「施術所で」の次に「本文の規定による」を加える。

第７条中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

第８条の見出し中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改め、同条第１項中「乳幼児」を「子ども」に、「乳幼児等医療費支給額」を「こども医療費支給額」に、「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第２項中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

第９条中「乳幼児等医療費」を「こども医療費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の廿日市市こども医療費支給条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による受給資格の認定に関して必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。
(受給者証に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の廿日市市乳幼児等医療費支給条例第 4 条第 2 項の規定により交付されている乳幼児等医療費受給者証は、新条例第 4 条第 2 項の規定により交付されたこども医療費受給者証とみなす。
(医療費の支給に関する経過措置)
- 4 新条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の支給に適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)
- 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 1 の項中「廿日市市乳幼児等医療費支給条例」を「廿日市市こども医療費支給条例」に改める。
別表第 2 の 1 の項中「廿日市市乳幼児等医療費支給条例」を「廿日市市こども医療費支給条例」に改める。

(提案理由)

子育て世帯が暮らしやすく、住み続けられるための子育て支援を拡充することを目的に、医療費の支給を受けることができる者の所得制限を廃止し、通院に係る医療費の支給について、支給対象者を拡大するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第１０号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第１１号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第２４号を第２９号とし、第１８号から第２３号までを５号ずつ繰り下げ、同条第１７号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第２２号とし、同条第１６号を同条第２１号とし、同条第１５号を同条第２０号とし、同条第１４号中「第１４条第１項」を「第７条第１０項第５号」に改め、同号を同条第１９号とし、同条第１３号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第１８号とし、同条第１２号を同条第１７号とし、同条第１１号の次に次の５号を加える。

(12) 満３歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「令」という。）第４条第１項に規定する満３歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満３歳以上保育認定子ども 令第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満３歳未満保育認定子ども 令第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第１３条第２項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第３条第１項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改め、同条第３項

中「小学校（義務教育学校及び特別支援学校を含む。第 11 条及び第 27 条第 3 項において同じ。）」を「小学校」に改める。

第 5 条の見出し中「内容等」を「内容及び手続」に改め、同条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第 73 条第 1 項」を「附則第 73 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定証」を「支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間、」を「教育・保育給付認定の有効期間及び」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項中「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第 19 条において同じ。）」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未

満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ」を「の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」

に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第4号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条の見出しを「（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保

育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子

ものの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第38条の見出し中「内容等」を「内容及び手続」に改め、同条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定

子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第3号中「規定による」の次に「市町村への」を加える。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「の施設型給付費をいう。以下」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「をいう」に、「準用する第19条において同じ。）」を「準用する第19条において」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の

申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各号」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第２条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附則第５条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。））」に、「５年」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、利用者負担額等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第 3 条第 1 項中「100 分の 6. 1」を「100 分の 6. 7」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条の 2 第 1 号中「第 5 条の 6」を「第 5 条の 5」に改める。

第 5 条の 3 中「100 分の 1. 9」を「100 分の 2. 2」に改める。

第 5 条の 4 を削り、第 5 条の 5 を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 6 を第 5 条の 5 とする。

第 6 条中「100 分の 1. 8」を「100 分の 1. 9」に改める。

第 7 条を削り、第 7 条の 2 を第 7 条とし、第 7 条の 3 を第 7 条の 2 とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の資産割額を廃止し、所得割額の税率を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 4 号

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和４８年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「広島県知事」を「広島県知事等」に改める。

第４条第３項ただし書中「認めた者」の次に「又は人工呼吸器等装着者であつて特別な事情があると市長が認めたもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県の重度心身障害者医療費公費負担事業において、医療費の支給に係る所得制限の特例が設けられることに伴い、人工呼吸器等装着者であって特別な事情があると市長が認めたものについて、重度心身障害者医療費の支給に係る所得制限を適用しないこととするなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和５８年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１９条を第２２条とする。

第１８条第１項中「第１６条」を「第１９条」に改め、同条を第２１条とする。

第１７条を第２０条とし、第１３条から第１６条までを３条ずつ繰り下げ、第１２条の次に次の３条を加える。

（放置自転車等に対する措置）

第１３条 市長は、駐車場内に第６条に規定する自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）が放置されているときは、当該自転車等を利用し、又は所有する者（以下「利用者等」という。）に対し、当該自転車等を適切な場所に移動するよう命ずることができる。

２ 市長は、前項の規定による命令を受けた自転車等の利用者等が、当該自転車等を規則で定める期間を経過してもなお放置していると認められるときは、当該自転車等を移送することができる。

（費用の徴収）

第１４条 市長は、前条第２項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 自転車 １台につき１，６８０円
- (2) 原動機付自転車 １台につき２，２４０円
- (3) 自動二輪車 １台につき２，８００円

（移送後の措置）

第１５条 市長は、第１３条第２項の規定により自転車等を移送した場合は、その旨を公示するとともに、当該自転車等の利用者等の確認に努め、

当該自転車等の利用者等に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知をした後、なお利用者等の現れない自転車等及び移送した自転車等で利用者等不明のものについては、同項の規定による公示の日から規則で定める期間保管した後、処分することができる。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(提案理由)

自転車駐車場内に放置された自転車等に対する必要な措置及び当該措置に要する費用の徴収について定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する
条例

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）の
一部を次のように改正する。

別表公営住宅の部中小原住宅の項を削り、同部新宮原住宅の項中「1 8
2 1 番地 4 及び」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中小原住宅を新宮原住宅に統合し、建て替えたことに伴い、市営住宅の名称及び位置に係る規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 27 号

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例等の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例等の一部を改正する条例

(廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正)

第1条 廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第47条」に改める。

第10条第2項中「母子世帯」の次に「、父子世帯」を加える。

第12条第1項第1号中「独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第18条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第20条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。
この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第43条の10第3項中「及び第4項並びに」を「から第5項まで及び」に改め、「使用者」との次に「、同条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と」を加え、「、「家賃」とあるのは「使用料」と」を削る。

第44条を削り、第45条を第44条とし、第46条から第48条までを1条ずつ繰り上げる。

(廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正)

第2条 廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成15年条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第36条」に改める。

第11条第1項第1号中「独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。

この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第33条を削り、第34条を第33条とし、第35条から第37条までを1条ずつ繰り上げる。

（廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正）

第3条 廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第37条」に改める。

第3条の2中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第11条第1項第1号中「独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第15条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第21条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家

賃若しくは入居者負担額」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。
この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第32条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第34条を削り、第35条を第34条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り上げる。

(廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部改正)

第4条 廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成17年条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第38条」に改める。

第11条第1項第1号中「独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第18条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第20条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。
この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条から第39条ま

でを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例第12条第1項第1号の規定、第2条の規定による改正後の廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例第11条第1項第1号の規定、第3条の規定による改正後の廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第11条第1項第1号の規定及び第4条の規定による改正後の廿日市市福祉住宅設置及び管理条例第11条第1項第1号の規定は、施行日以後に提出する請書について適用し、施行日前に提出する請書については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に到来した支払期に係る第1条の規定による改正前の廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例第43条第3項に規定する利息及び第3条の規定による改正前の廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第32条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

(提案理由)

単身高齢者等の増加を踏まえ、市営住宅等への入居の円滑化を図ることを目的に、市営住宅等への入居手続の要件を緩和するとともに、民法の一部が改正され、債権関係の規定が見直しされたことに伴い、必要な規定の整理を行うなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 28 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号中

共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の２分の１の額とする。	を
------	--	--	--	---

共用部分			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分
------	--	--	--

		の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。 ウ 共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとする場合は、共用部分の手数料の額は加算しない。	に、
--	--	--	----

共同住宅等に係る審査		ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
------------	--	--

を

共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1
------------	--	--	--

			の額とする。
--	--	--	--------

に、

「
 ア 1 申請をもって 1 件とする。
 イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写しをいう。
 ウ 仕様基準とは、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。
 エ モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準をいう。」

を

「
 ア 1 申請をもって 1 件とする。
 イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写しをいう。
 ウ モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準をいう。
 エ モデル住宅基準とは、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準をいう。
 オ モデル共同住宅基準とは、基準省令第 1 条

に、

第 1 項第 2 号イ(2) (ii)及び同号ロ(2)の 基準をいう。
カ 仕様基準とは、基準 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及び同号ロ (3)の基準をいう。

共同住宅等に係る手数料 の額は、申請部分の床面 積の合計面積に応じた区 分により算定する。	
消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 5,100 円、仕様基準に適合して いる場合は 1 万 8,000 円	消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 5,100 円、モデル住宅基準又は 仕様基準に適合している 場合は 1 万 8,000 円
	手数料の額は、申請部分 の床面積（基準省令第 4 条第 3 項第 2 号に規定す る数値による評価により 認定を受けようとする場 合は住戸の部分のみの床 面積）の合計面積に応じ た区分により算定する。
消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 1 万円、 仕様基準に適合している 場合は 3 万 5,000 円	
消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 2 万 1,000 円、仕様基準に適	消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 1 万円、

合している場合は 6 万 2,000 円	モデル共同住宅基準又は 仕様基準に適合している 場合は 3 万 5,000 円	に改める。
消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 4 万 8,000 円、仕様基準に適 合している場合は 11 万 2,000 円	消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 2 万 1,000 円、モデル共同住 宅基準又は仕様基準に適 合している場合は 6 万 2,000 円	
消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 8 万 7,000 円、仕様基準に適 合している場合は 17 万 円	消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 4 万 8,000 円、モデル共同住 宅基準又は仕様基準に適 合している場合は 11 万 2,000 円	
	消費性能基準適合図書等 を提出する場合は 8 万 7,000 円、モデル共同住 宅基準又は仕様基準に適 合している場合は 17 万 円	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能の認定の審査において、簡易な省エネ性能の評価方法が導入されたことに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 29 号

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 25 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する
条例

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成２７年条例第３２号）
の一部を次のように改正する。

第３条の見出しを「（保存活用計画）」に改め、同条第１項中「の保存」
を「の保存及び活用」に、「保存計画」を「保存活用計画」に改め、同条
第２項中「保存計画」を「保存活用計画」に改め、同項第１号及び第５号
中「の保存」を「の保存及び活用」に改め、同項に次の１号を加える。

（６） 保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画に関する事項

第３条第３項及び第４項中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

文化財保護法の一部が改正され、国が伝統的建造物群保存地区の保存計画を保存活用計画に変更する方針を示したことに伴い、本市における伝統的建造物群保存地区の保存計画について、当該保存地区の保存に加えて活用に関する事項についても定める計画とする改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 3 0 号

廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成２９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「１３人」を「１２人」に改める。

附 則

この条例は、令和２年７月２０日から施行する。

(提案理由)

区域内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 2 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

次のとおり過疎地域自立促進計画を変更する。

2 の(2)のウに次のように加える。

- 林道整備により林業生産の低コスト化と安定的な林業経営を確立します。

「

2 の(3)の表中

(3) 経営近代化施設 水産業	漁船巻揚施設整備事業
--------------------	------------

「

廿日市市	
------	--

を

」

(1) 基盤整備 林業	林道整備事業（小川線
	林道整備事業（大向長
(3) 経営近代化施設 水産業	漁船巻揚施設整備事業

	廿日市市	
者原線)	廿日市市	
	廿日市市	

「
に、
宮島公衆トイレ改修事業

廿日市市 (広島県)		を	宮島公衆トイレ改修事業	廿日市市 (広島県)
			吉和魅惑の里管理運営事業	廿日市市

」
に改める。

3 の(3)の表中	(2) 農道	農道水路保全事業

廿日市市	
------	--

を

(1) 市町村道路	道路整備事業（市垣内線）
	道路整備事業（田尻細線）
	道路整備事業（大元多線）
(2) 農道	農道水路保全事業

細井原	廿日市市	
井原	廿日市市	
々良	廿日市市	
	廿日市市	

細井原	廿日市市	
井原	廿日市市	
々良	廿日市市	
	廿日市市	

細井原	廿日市市	
井原	廿日市市	
々良	廿日市市	
	廿日市市	

細井原	廿日市市	
井原	廿日市市	
々良	廿日市市	
	廿日市市	

に、

(9) 道路整備機械等	道路整備機 一タリ一除
-------------	----------------

械等更新事業（口 雪車更新事業）	廿日市市	
---------------------	------	--

を

(7) 自動車等 自動車	吉
(9) 道路整備機械等	道 一

和支所複合施設整備事業	廿日市市	
路整備機械等更新事業（口 タリー除雪車更新事業）	廿日市市	

に改める。

」

4の(1)の力をキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 廃棄物処理施設

豊かな自然を守り次世代につなぐため、効率的で環境に配慮した廃棄物処理など、環境保全活動を推進する必要があります。

4の(2)の力をキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 廃棄物処理施設

- 住民生活や事業者の商業活動により発生する廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設などの更新・整備を計画的に行います。

「

4の(3)の表中

(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業
---------------------	-----------

甘日市市 を 」	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	宮島一般廃棄物最終処 事業

	市日廿	
備整場分	市日廿	

に改める。

7 の(2)のイに次のように加える。

- 吉和地域において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能を維持・確保するため、支所、市民センター、保健センター、歴史民俗資料館等の公共施設の機能集約を図りつつ、地域住民や各種団体及び来訪者にとって活用度の高い多機能な施設の整備を図ります。
- 旧宮島支所庁舎跡地へ地域拠点施設を整備するにあたり、解体が必要となった昭和初期頃の建物である市所有の旧山本邸は、復元することが求められています。宮島地域で伝統的建造物群保存地区を指定していることから、宮島の歴史的な町並みを維持し

つつ、地域住民や来島者にとって活用度の高い多機能な施設の有効活用を図ります。

「

7 の(3)の表中	集会所耐震化推進事業（再掲）	廿日市市	
-----------	----------------	------	--

」

「

を	集会所耐震化推進事業（再掲）	廿日市市		に改める。
	吉和支所複合施設整備事業（再掲）	廿日市市		
	宮島地域拠点施設整備事業（旧山本邸復元）	廿日市市		

」

（提案理由）

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、林道整備事業、吉和魅惑の里管理運営事業、道路整備事業、吉和支所複合施設整備事業、宮島一般廃棄物最終処分場整備事業及び宮島地域拠点施設整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 3 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 浅原辺地
(辺地の人口：595人、面積：7.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
(2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2614番地1
(3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。
地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、平成31年4月1日現在の人口は595人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。
さらに生活基盤である道路施設の老朽化も進んでおり、地域住民の不安の高まりと、高度経済成長期に建設された橋梁等の架け替えや大規模な補修が集中し、大きな財政負担となることが懸念されています。
こうした課題に対応するため、林道長寿命化計画に基づき、計画的に点検・対策を実施し、維持管理コストの縮減及び補修費用の平準化を図ります。
今回、橋梁点検により早期に補修する必要があると判断された林道池の谷線（丈ノ口橋）の橋梁補修工事を行うことで、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度

(単位：千円)

区分 施設名 事業主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道 (林道池の谷線丈ノ口橋)					
補修設計	廿日市市	4,000		4,000	4,000
補修工事	廿日市市	17,000		17,000	17,000
合 計		21,000		21,000	21,000

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する浅原辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第44号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
583	洞 雲 寺 1 号 線	廿日市市駅前953 番1地先	廿日市市駅前950 番27地先
773	総 合 病 院 西 側 線	廿日市市地御前一丁 目1007番6地先	廿日市市地御前一丁 目1007番27地 先
1361	野 坂 1 6 号 線	廿日市市地御前北二 丁目364番1地先	廿日市市地御前北二 丁目437番4地先
1432	東 岡 迫 1 号 線	廿日市市宮内字東岡 迫1797番31地 先	廿日市市宮内字東岡 迫1797番5地先
1433	第3末森線	廿日市市上平良字末 森1148番8地先	廿日市市上平良字末 森1146番12地 先
2220	峠 行 免 線	廿日市市峠字行免3 76番24地先	廿日市市峠字行免4 17番1地先

4 4 6 7	丸 石 1 0 号 線	廿日市市丸石四丁目 7 9 3 3 番 2 地先	廿日市市丸石四丁目 7 8 7 0 番 2 地先
4 6 7 2	原 ノ 前 9 号 線	廿日市市大野原二丁 目 5 8 7 0 番 1 3 地 先	廿日市市大野原二丁 目 5 8 8 2 番 7 地先
4 6 7 3	丸 石 1 6 号 線	廿日市市丸石二丁目 7 7 0 0 番 5 8 地先	廿日市市丸石二丁目 7 7 8 2 番 2 6 地先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
5 8 3	洞 雲 寺 1 号 線	廿日市市廿日市二丁 目 9 5 5 番地先	廿日市市駅前 9 3 4 番 2 地先
7 7 3	総 合 病 院 西 側 線	廿日市市地御前一丁 目 1 0 0 7 番 6 地先	廿日市市地御前一丁 目 1 0 0 7 番 6 地先
1 3 6 1	野 坂 1 6 号 線	廿日市市地御前北二 丁目 3 6 4 番 1 地先	廿日市市地御前北二 丁目 4 4 1 番 8 地先
4 4 6 7	丸 石 1 0 号 線	廿日市市丸石四丁目 7 9 3 3 番 2 地先	廿日市市丸石四丁目 7 9 2 2 番 3 地先

(提案理由)

開発行為により設置した新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 5 号

大竹市の市道路線の認定に関する承諾について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり本市の区域内に大竹市が市道の路線を認定することを承諾することについて、同条第 4 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

認定する市道の路線

番 号	認定路線名	起 点	経 過 地	終 点
6 0 0 6	松 ケ 原 6 号 線	大竹市松ケ原 町字鵜池 8 2 4 番 3 地先	廿日市市大野 字経小屋 1 1 8 3 6 番 3 地 先	大竹市松ケ原 町字鵜池 8 2 8 番 5 地先

(提案理由)

本市の区域内に大竹市が市道の路線を認定することを承諾することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第46号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 令和2年度使用小学校教師用教科書・指導書等

数 量 教科書 2, 429冊

指導書 2, 445冊

掛 図 330冊

2 取得価格 43, 584, 001円

3 相手方 廿日市市大東12番15号

株式会社 秦政書店

代表取締役 秦 博 則

(提案理由)

廿日市市立の小学校 17 校に整備する図書を取得しようとするものであるが、買い入れようとする図書の予定価格が 2,000 万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 7 号

廿日市市監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市監査委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

識見を有する者のうちから選任する監査委員

氏 名 横 山 泉

(提案理由)

廿日市市監査委員横山泉の任期が、令和２年３月３１日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 48 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 大 和 耕 一

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員院去幹雄の任期が、令和２年３月３１日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 松 浦 伸 二

(提案理由)

人権擁護委員松浦伸二の任期が、令和２年６月３０日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。